

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 共栄紙業株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する共栄紙業株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



## 第三者意見書

2023年3月31日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

共栄紙業株式会社に対する  
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が共栄紙業株式会社（「共栄紙業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収束」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体であ

- る。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
  - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、共栄紙業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、共栄紙業がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

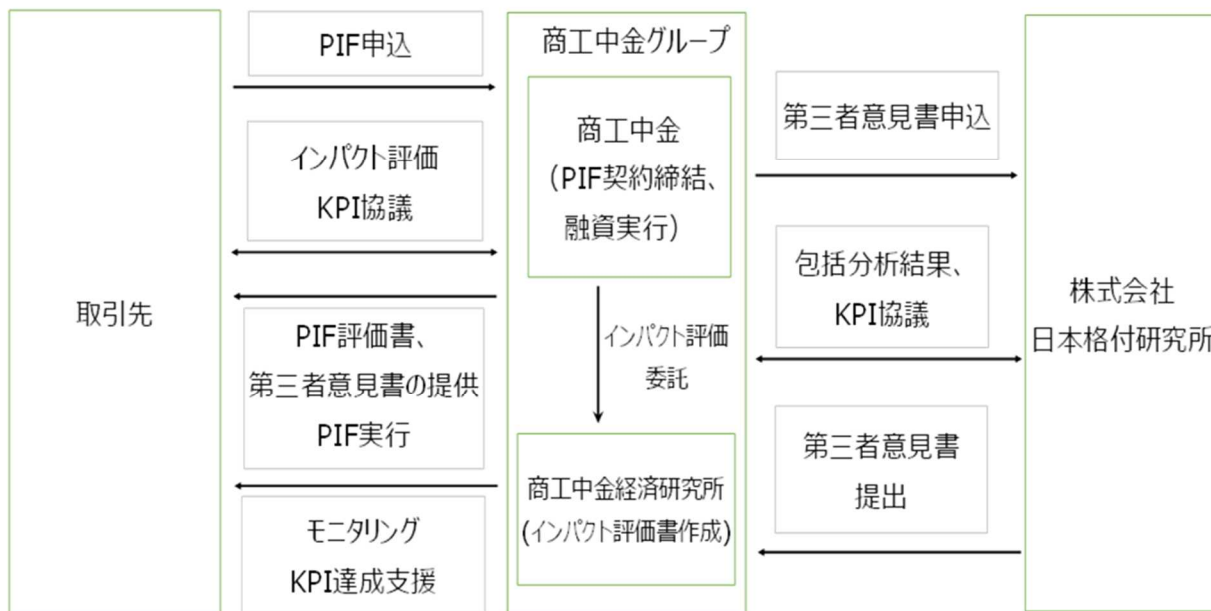
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



---

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である共栄紙業から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

宮澤 知宏

宮澤 知宏



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年3月31日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が共栄紙業株式会社（以下、共栄紙業）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、共栄紙業の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 共栄紙業の概要
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 経営理念、会社方針等
  - 2.3 事業活動
3. 共栄紙業の包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	共栄紙業株式会社
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 10 月

## 2. 共栄紙業の概要

### 2.1 基本情報

本社所在地	兵庫県尼崎市南武庫之荘 10 丁目 7 番 9 号
創業・設立	創業：1955 年 8 月 設立：1993 年 3 月
資本金	50,000,000 円
従業員数	96 名（2022 年 12 月現在 ～ パート・アルバイトを含む）
事業内容	古紙リサイクル業・機密書類処理業・産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業・非鉄及び金属売買業
主要取引先	レンゴー(株)、大王製紙(株)、丸住製紙(株)、大津板紙(株)、 日本製紙(株)、王子製紙(株)、福山製紙(株)、西日本衛材(株)他

**【業務内容】**

共栄紙業は、主に自治体やスーパー等の事業所から排出される古紙・機密書類・飲料容器・発泡スチロール・廃プラスチック等を回収・選別・加工・梱包処理し、出荷している業者である。兵庫県内を中心に、グループ会社・協力会社と共に近畿 2 府 4 県を対応エリアとしており、取扱量の約 90%は古紙が占めている（毎月約 1 万トンの古紙を処理し、古紙のリサイクル率は 100%）。古紙は製紙工場に原料として出荷されるほか、一部商社経由で中国等に輸出されている。

製紙工場に納入された古紙は、段ボール箱・新聞紙・コピー用紙等の原料として再利用され、機密書類は、潮江工場にて裁断加工を行い、復元不可能な状態にして、トイレトペーパー等の原料として製紙メーカーにて溶解処理されている。飲料容器（缶・ビン・ペットボトル等）は、西宮浜第 2 工場に集められ、選別・加工しリサイクルされ、発泡スチロールは、西宮浜工場で加熱減容機を用いて容積を減らし、プラスチック原料としてリサイクルされ、廃プラスチックは、プラスチック原料としてリサイクルされている。また、再利用が困難な古紙・廃プラスチックは、グループ会社である関西製紙原料にて RPF 化（固形燃料化）処理をされている。



(共栄紙業提供資料)

【事業拠点】

（本社工場）

兵庫県尼崎市南武庫之荘 10 丁目 7 番 9 号

土地 1,440 m<sup>2</sup>  
設備 大型自動古紙梱包機 1 台  
トラックスケール（\*）1 台  
各種リフト 3 台

業務内容 古紙回収・梱包施設完備  
産業廃棄物収集運搬業

\* 車両に積載された積荷の重量を車両に積載し  
たまま計る大型の計量器



（西宮浜工場）

兵庫県西宮市西宮浜 2 丁目 28 番地

土地 3,300 m<sup>2</sup>  
設備 大型自動古紙梱包機 1 台  
トラックスケール 1 台  
各種リフト 5 台  
大型溶融・減容機 1 台

業務内容 古紙回収・梱包・輸出ヤード  
産業廃棄物処理業・発泡スチロール  
の溶融減容施設完備



（潮江工場）

兵庫県尼崎市潮江 5 丁目 7 番 25 号

土地 1,545 m<sup>2</sup>  
設備 大型自動古紙梱包機 1 台  
トラックスケール 1 台  
各種リフト 3 台  
大型一軸破碎機 1 台

業務内容 古紙回収・梱包  
機密処理の大型破碎施設完備



**(西宮浜第2工場)**

兵庫県西宮市西宮浜2丁目19番1号

土地 943 m<sup>2</sup>

設備 大型選別・圧縮・梱包機 1台  
リフト 2台

業務内容 ビン・缶・ペットボトル等の飲料容器  
選別施設完備  
産業廃棄物処理業



(共栄紙業HPより)

**【グループ会社】**

株式会社タマヨリ	兵庫県伊丹市池尻7丁目154番地 土地 600 m <sup>2</sup> 設備 大型自動古紙梱包機 1台 トラックスケール 1台 各種リフト 2台 業務内容 古紙・非鉄金属卸売業
関西製紙原料株式会社	大阪府泉北郡忠岡町新浜1丁目1番15号 土地 4,564 m <sup>2</sup> 設備 大型自動古紙梱包機 1台、トラックスケール 1台 各種リフト 6台、大型減容機 1台、選別ライン 1台 大型破袋機 1台 業務内容 古紙卸売業、一般廃棄物処理業、 産業廃棄物処理業、固形燃料化事業 (RPF)

### 【沿革】

1955年 8月	共栄商会として尼崎市南竹谷町に開業
1970年 3月	第一工場開設（当初本社として営業）
1973年 6月	本社工場開設
1993年 3月	共栄紙業株式会社を設立（改組社名変更）
1999年 12月	西宮浜工場開設
2003年 3月	廃棄物再生事業者登録
2006年 6月	潮江工場開設（第一工場移転）
2011年 10月	西宮浜第二工場開設
2017年 4月	ISO14001 認証・登録（西宮浜工場）
2020年 8月	ISO14001 認証・継続（西宮浜工場）
2021年 5月	プライバシーマーク制度登録・継続

### 【保有する設備・車両・重機】

設備	ラージベール 5機	破砕機 1機	廃プラスチック減容機 1機
	破袋機 1機	磁選機 1機	選別ライン 1ライン
車両・重機	アタッチリフト 5台	フォークリフト 5台	ショベルローダー 4台
	パッカー車 45台	大型ウイング車 1台	大型平ボディ車 2台
	普通平ボディ車 16台	アームロール車 3台	その他車種 4台

### 【業界動向】

1980年当初約46%であった古紙回収率は、環境保護と資源リサイクルに関心が集まるようになり、資源の集団回収や古紙の分別回収が社会的に浸透し、また、自治体はごみ排出量の削減が義務付けられたことにより、自治体による行政回収が行われるようになったことで、2021年には約81%と高い回収率に達している。また、1980年当初約41%であった古紙利用率は、分別回収や古紙問屋の選別・異物除去処理による製紙原料の品質向上と製紙メーカーの古紙利用推進により、2021年には約66%に達している。2000年の『循環型社会形成推進基本法』制定後、自治体は資源回収を拡大し、大都市圏では事業所の古紙回収に取り組み始め、古紙回収率は大幅に増加することとなった。近年、古紙回収量が、製紙メーカーの古紙消費量を上回っており、板紙製造に係る古紙利用率（板紙における「古紙消費量」÷「製紙用繊維原料消費量」により算出）が93%を上回りほぼ限界に達していることから、今後古紙利用率の大幅な増加は見込みにくい状況となっている。

共栄紙業も、このような背景の中で、2018年をピークに入荷量は伸び悩んでいるが、今後も新規事業所の獲得等で回収量を増やし、古紙等を対象とするリサイクルの推進を図り、再資源化推進を通じて、循環型経済社会の構築・活性化への貢献に努めていく方針である。

廃棄物処理法（1970年制定）

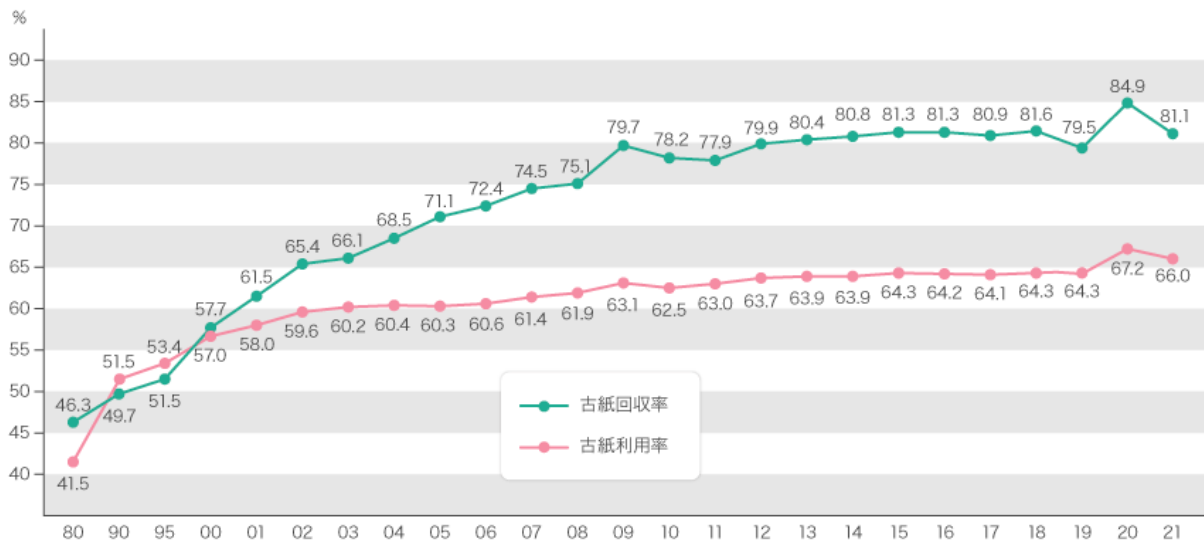
廃棄物の排出を抑制し、排出した廃棄物は適正に分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理

を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

資源有効利用促進法（1991年制定）  
循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するための法律。事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内を省令で定めることとしている。

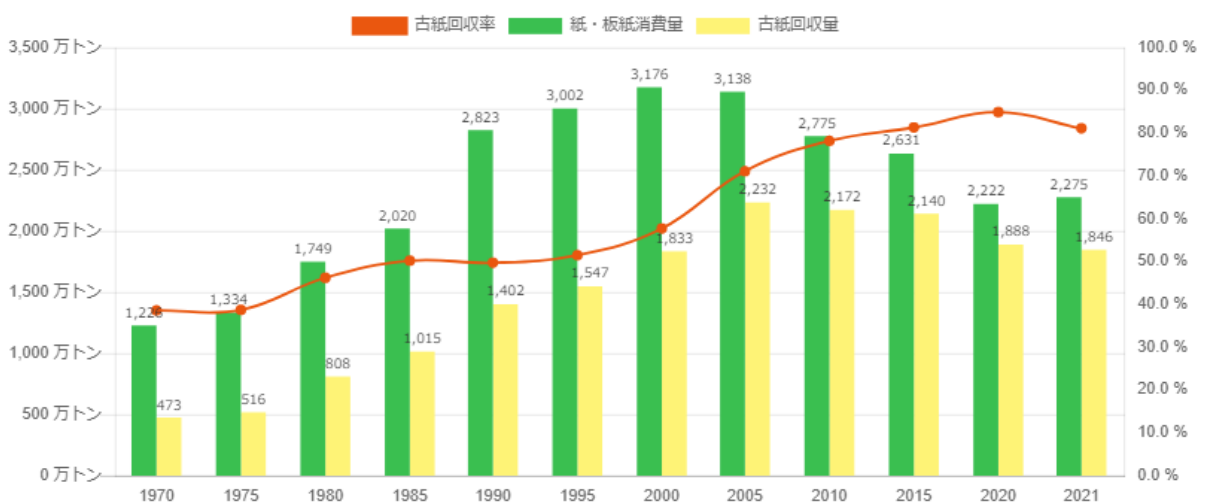
循環型社会形成推進基本法（2000年制定）  
循環型社会を構築するにあたっての国民・事業者・市町村・政府の役割が規定された法律。

**(古紙利用率と回収率の推移)**



出典：経済産業省「生産動態統計」

**(古紙回収率、紙・板紙消費量、古紙回収量の推移)**



出典：経済産業省「紙・パルプ統計年報」、「紙・印刷・プラスチック製品統計年報」



## 2.2 経営理念、会社方針等

### ・経営理念

経営理念
“限りある資源のため”に最大限の有効利用を目指し、より良い環境を後世に伝え、より豊かな社会創りに貢献すること。
会社方針
<p>経営理念のもと、お客様のニーズをできるだけ汲み、最善の再生資源リサイクルシステムを提案し、お客様が社会から信頼されることを目指し共に栄える事を目標にしています。</p> <p>弊社では、自然環境と経済活動の間起きる物質的な環境ときれいな街の環境を通じ精神的な環境を維持する事を業として参りました。</p> <p>最近では、環境問題が多く取り上げられ私共の業が多少認知されるようになりました。</p> <p>今後も、私共の業にプライドを持ち物質的及び精神的両面の環境維持努力を重ね、より良い環境を創り、社会に貢献したいと思っております。</p>

### ・環境方針

環境方針
<p>当社西宮浜工場は、経営理念に基づき、良質な再生資源の回収を通じてより良い環境を作り社会に貢献します。</p> <p>しかし、その過程において、自然の変革、資源エネルギーの消費等、地球環境に様々な影響を与えていることも事実です。このことを真摯に受け止め、全ての企業活動を通じて、環境の保全と創造に勤め、良き企業市民として、社会や地域への責務を積極的に果たして行きます。</p> <p>豊かな地球環境を次の世代に継承するために以下の重点取り組みテーマを設定し環境マネジメントシステムの継続的改善に取り組むと共に定期的に見直しを行います。</p> <p>更に環境保全に関する法律・条例・協定・当社が受け入れたその他の要求事項を順守し、環境汚染の予防に努めます。</p>
重点取り組みテーマ
<p>(1) リサイクル材の効率的処理を推進し、資源の有効活用に努めます。</p> <p>(2) 地域社会とのコミュニケーションを図り、地域環境の保全に協力します。</p> <p>この環境方針は、全従業員及び当社のために働く全ての人に周知徹底します。この環境方針は、社外に公開します。</p>

## 2.3 事業活動

共栄紙業は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【循環型経済社会構築・活性化、地域貢献への取り組み】

#### ・資源リサイクル事業

共栄紙業は、地域から発生する古紙・機密書類・飲料容器・発泡スチロール・廃プラスチック等の再生資源を回収し、製紙原料やプラスチック原料として再利用するために出荷している等、資源を有効に利用する資源リサイクル事業活動を行っている。古紙出荷先の製紙メーカーの業界団体である日本製紙連合会では、廃棄物の発生抑制及び天然資源の有効利用を通じて循環型社会の形成を図る観点から古紙利用を推進し、古紙利用率の目標（利用率 65%）を掲げている。2020 年度は目標達成しているが、引き続き、目標達成に努める方針である。製紙業界の中で、共栄紙業の事業活動は、段ボール箱・新聞紙・トイレトペーパー等の原料として再利用される古紙の安定供給の役割を担っていると共に、循環型経済社会の構築・活性化に貢献している。

また、再利用が困難な古紙・廃プラスチックについては、関西製紙原料において化石代替燃料（RPF化）としてサーマルリサイクルすることによって、循環型経済社会の構築に貢献している。

共栄紙業は、プライバシーマークを取得しており、個人情報の保護を重要な社会的責任であると考え、個人情報の保護に関する法律及び法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱っている。また、回収した機密書類は、厳重管理のもと潮江工場にて断裁処理を行い、トイレトペーパー等の原料として製紙メーカーにて溶解処理されている。個人情報や機密書類の適切な取り扱いは、情報化社会におけるセキュリティ管理に貢献している。

#### （機密書類のリサイクルループ）



（共栄紙業HPより）

・古紙計量回収 BOX 設置

共栄紙業は、スーパー等に古紙計量回収 BOX を設置し（スーパー4 箇所・ホームセンター3 箇所）、地域の家庭から出る資源化可能な古紙の回収を推進すると共に、利用者にポイントとして還元している（年間約 700 トン回収）。伊丹市内におけるスーパーでの事例では、新聞紙・雑誌の受入重量に応じてポイント（1 kg = 1 ポイント）を付与している。ポイントがたまると、スーパーで使用できる買い物券と交換するか、伊丹市の地域福祉活動の推進機関である伊丹市福祉協議会を通じて各種ボランティア団体や社会福祉活動に寄付するかを選ぶことができる。福祉協議会では「誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるまちづくり」の実現を目指しており、古紙回収 BOX を設置し古紙の回収を行うことで、地域に貢献している。

（古紙計量回収 BOX）



（伊丹市内におけるスーパーの事例）



お買い物のついでに不要になった古新聞・古雑誌を  
持って行くと重量に応じてポイントに変換!!  
(リサイクルポイントカード発行)

ご利用時間 10:00~18:00  
※上記時間以外は使用できません。  
また、店頭での古紙のお預かりはしておりません。

右記の古紙等を  
お店に持って来てネ!!  
※ ダンボールは対象外



新聞紙



雑誌類(雑紙可)

1kg → 1ポイント

ポイントがたまると選べます!!



■ 御買い物券に交換

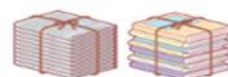
■ 伊丹市内の地域福祉活動に寄付



1kg



1ポイント



1kg



1円寄付

（共栄紙業HPより）

## ・エコあま君回収 BOX

NPO 法人あまがさきエコクラブは尼崎青年会議所メンバーを中心に設立され、再生資源利用促進に関する事業を行っている。オフィス古紙回収のためエコあま君回収 BOX（オフィス古紙回収 BOX・機密文書回収 BOX）を販売しており、共栄紙業は、あまがさきエコクラブの取り組みに賛同し、パートナー企業としてあまがさきエコクラブが販売した BOX の回収から裁断加工までの役回りを担い、地元地域への貢献に努めている。（回収先は約 30 社で、年間約 210 トン回収）

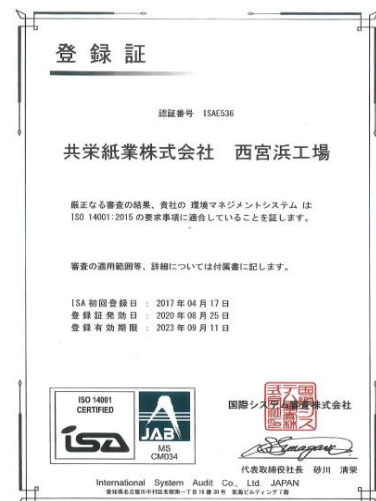
## 【環境への取り組み】

共栄紙業は、事業活動に関わる環境関連法規を遵守し、環境方針に基づき、環境経営への取り組みを行っている。

## ・ISO14001 認証・登録（西宮浜工場）

共栄紙業は、2017 年 4 月に ISO14001 の認証・登録（対象事業所は西宮浜工場）を受け、環境マネジメントシステムを導入している。環境マニュアルを作成し、環境目的及び目標プログラムの設定・計画の実行・パフォーマンスの評価・改善の各プロセスにおける管理手順や役割・責任権限を明確に定めた社内管理体制の確立に取り組んでいる。事業活動について、管理できる環境側面及び影響を及ぼす環境側面、それらに伴う環境影響を「環境側面抽出・影響評価表」に記録し、随時見直しを実施している。影響評価を基に、著しい環境側面を選定し、毎年「環境実施計画書」を策定し、目標達成に向けた取り組みを実施している。

エネルギー使用量・CO2 排出量削減の取り組みとしては、全ての工場内の照明を全て LED 化実施済みで、潮江工場では太陽光発電設備を設置しているほか、エコドライブや計画的収集運搬に取り組んでいる。計画的収集のために、仕入れ先に対しては、定期便での資源回収を依頼している。今後の取り組みとしては、CO2 排出量の可視化ツールを導入し、現状分析に取り組むことを計画している。また、現状分析・モニタリングを実施した後、CO2 削減目標を定めることとしている。現在保有しているフォークリフト（保有台数 5 台）・営業車両（保有台数 7 台うちエコカー 2 台）についても、順次電動化・エコカーへの代替えを計画しており、CO2 排出量低減に取り組んでいく意向である。



## 【雇用、職場環境への取り組み】

### ・働きやすい職場づくり

共栄紙業では、地元障がい者施設との交流を通じて、障がい者雇用の実施（現在 1 名雇用）や 60 歳以上の高齢者雇用（現在 13 名）を行っており、高齢者雇用は、社内からの再雇用だけでなく、外部からの新規採用も積極的に実施している。新人ドライバーに対しては、初めは横乗りでコースを覚え、2 週間の同乗期間で仕事の段取りを覚え、その後も不安があれば同乗等のサポートを行っており、障がい者や高齢者が安心して働ける労働環境を整備し、多様な人材の個性と能力を發揮でき

る職場づくりに取り組んでいる。今後の取り組みとしては、現在ドライバーは男性従業員のみであることから、女性ドライバーの雇用も積極的に取り組むこととしており、16時に業務終了することで、子育て世代も働きやすい環境を整えている。

#### ・労働安全衛生

共栄紙業では、2か月毎に安全委員会を開催し、総務部・管理責任者が対応したクレーム・苦情・事故報告書の内容を共有し、管理責任者から従業員に周知することで再発防止を図っている。また、始業前の朝礼等で安全運転や工場内作業の安全確認の徹底について注意喚起を行い、運転前にアルコール検知器でチェックを行うことで、重大な労災事故0件を目標に掲げて取り組んでいる。（労災事故の発生は、前年度4件）。収集運搬を行う全車両に、車載式計量器・バックアイカメラ・ドライブレコーダーを装備する等、過積載防止や安全確認の徹底に努めている。

労働管理面においては、全社で有給休暇取得率が57.5%（本社工場52%・西宮浜工場73.6%・潮江工場45.3%）となっており、事前に休暇取得を申告し、シフトを見直すことで、従業員が計画的に有給休暇を取得しやすい体制を整えることで、有給休暇取得率の改善に努めることとしている。

### 3. 共栄紙業株式会社の包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一連の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・化学的構成・性質）の有効利用		
水	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包括的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクト領域を表示）

本ファイナンスでは、共栄紙業の事業について、国際標準分類における「廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業」に分類された。その前提のもとでの UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果、ポジティブ・インパクトとして、「保健・衛生」「資源効率・安全性」、ポジティブ/ネガティブ両面でのインパクトとして、「雇用」「気候」「廃棄物」「経済収束」、ネガティブ・インパクトとして「水（質）」「大気」「生物多様性と生態系サービス」に整理された。

事業活動を踏まえ、本ファイナンスで特定されたインパクトは以下の通りとなった。

社会面・経済面では、高齢者雇用・女性雇用の取り組みは、ダイバーシティ推進による雇用機会の拡充が見込まれることから「雇用」をポジティブ・インパクトとして特定し、「包括的で健全な経済」をポジティブ・インパクトとして追加した。一方、社会面では、労働安全への取り組みは、従業員の安全確保につながることから「保健・衛生」をネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に、有給休暇取得率の改善への取り組みは、労働環境の改善や働きやすさを高めることにつながることから「雇用」をネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定した。

環境面・経済面では、資源リサイクル事業の取り組みや古紙回収 BOX 設置の取り組み及びグループ会社での RPF 事業への取り組みは、循環型経済社会の構築・活性化及び地域貢献につながることから「資源効率・安全性」「廃棄物」「経済収束」をポジティブ・インパクトとして特定した。一方、環境面では、エコドライブや計画的収集運搬の取り組みは、排気ガス低減につながることから「大気」をネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に特定した。環境経営管理体制の維持・強化に努めることは、環境負荷項目の低減につながることから「廃棄物」をネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に特定し、「資源効率・




**安全性**」をネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として追加した。CO2 排出量の可視化への取り組みやエコカーへの代替は、CO2 排出量の低減につながることから「**気候**」をネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に特定した。

なお、同社事業では、保健サービスにつながる取り組みは行っていないこと、エネルギー効率性を高めるサービスの提供は行っていないこと、リサイクル処理の過程で水を使用していないこと、生物多様性や経済に影響を及ぼす事業活動ではないことから、UNEP FI のインパクト分析で発出された「保健・衛生」「気候」はポジティブ・インパクトとして、「水（質）」「生物多様性と生態系サービス」「経済収束」はネガティブ・インパクトとして特定していない。


#### 4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

共栄紙業は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。


##### ▶ ポジティブ・インパクト





社会面・経済面	特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済（ダイバーシティ推進）		
	取組内容	ダイバーシティへの取り組み		
	KPI の内容	・2027 年 3 月までに、女性ドライバーを 2 名新規採用する。 （現状 0 名）		
	SDGs との関連性	ターゲット		
		8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。		
		・従業員が安心して働ける職場づくりに努めており、入社後の同乗サポート体制を充実させ、女性ドライバーにも入社してもらいやすい環境を整えることで、ダイバーシティ推進に向けた雇用機会を継続して設ける。		
環境面・経済面	特定したインパクト	資源効率・安全性、廃棄物、経済収束（循環型経済社会への貢献）		
	取組内容	再生資源の回収量増加を通じて循環型経済社会構築への取り組み		
	KPI の内容	・毎年、古紙の入荷量を 1%増加させる。 （2021 年度古紙入荷量 118,040 トン） ・毎年、再生資源の新規受入事業所を 2 件獲得する。		
	SDGs との関連性	ターゲット		
		9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	





	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	<p>・新規契約事業所獲得等で、リサイクル可能な古紙等の回収量を増やし、再利用される原料の供給増加を図ることで、循環型経済社会の構築・活性化に貢献する。</p>		

➤ ネガティブ・インパクト

社会面	<b>特定したインパクト</b>	<b>保健・衛生（安全管理）</b>	
	取組内容	従業員の安全確保への取り組み	
	KPIの内容	・重大な労災事故発生件数年間ゼロを達成する。	
	SDGsとの関連性	ターゲット	
		3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	<p>・安全委員会を開催し、管理責任者から従業員に安全運転や工場内作業の安全確認を周知徹底することにより、重大な労災事故発生件数ゼロを達成する。</p> <p>・事故発生時は、安全委員会において再発防止への取り組みを強化する。</p>		
社会面	<b>特定したインパクト</b>	<b>雇用（労働環境の改善）</b>	
	取組内容	働きやすい職場環境への取り組み	
	KPIの内容	・従業員の有給休暇取得率を70%以上とする。 (現状の有給休暇取得率 57.5% ⇒ 目標 70%以上)	
	SDGsとの関連性	ターゲット	
		8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全従業員の過重労働の有無や有給休暇取得状況を確認し、指導・是正を行うことで労働環境の改善に努める。</li> <li>・事前に休暇取得の申告や確認を行い、管理責任者がシフトを見直すことで、計画的に有給休暇が取得しやすい体制を整え、有給休暇取得率の改善を図る。</li> </ul>			
環境面	<b>特定したインパクト</b>	<b>資源効率・安全性、廃棄物（環境負荷項目の低減）</b>		
	取組内容	ISO14001 を基にした管理体制の強化		
	KPI の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001 認証登録（西宮浜工場）を継続更新する。</li> <li>・毎年、環境実施計画を策定し、進捗管理・評価を実施する。</li> </ul>		
	SDGs との関連性	ターゲット		
		12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
		12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001 認証登録継続に取り組み、環境経営管理体制の維持・強化に努める。管理責任者が環境実施計画を策定し、社長・管理責任者が評価を実施する。</li> <li>・目標・評価について、西宮浜工場以外の全社員にも周知し、顧客管理・文書管理等の管理面は、西宮浜工場と同様の管理を実施する。</li> </ul>			
環境面	<b>特定したインパクト</b>	<b>気候（CO2 排出量の可視化）</b>		
	取組内容	CO2 排出量の可視化への取り組み		
	KPI の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023 年中に CO2 排出量の可視化ツールを導入し、現状分析・モニタリングを実施する。</li> <li>・現状分析・モニタリング実施後、CO2 排出量の削減目標を設定する。</li> </ul>		
	SDGs との関連性	ターゲット		
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての		

環境面			国々は各国の能力に応じた取組を行う。		
		11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>CO2 排出量の可視化（boost technologies 株式会社のクラウド型脱炭素化ツールの導入を予定）に取り組み、モニタリングを通じて、有効な CO2 排出量の削減策を検討し、削減目標を設定する。</li> </ul>		
		<b>特定したインパクト</b>	<b>気候（CO2 排出量の低減）</b>		
		取組内容	CO2 排出量低減への取組み		
	KPI の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>2027年3月までに、フォークリフト1台をバッテリーフォークリフトに代替する。</li> <li>2027年3月までに、営業車2台をハイブリッド車に代替する。</li> </ul>			
	SDGs との関連性	ターゲット			
		9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後代替を計画しているフォークリフト・営業車を電動化・エコカーに切り替えることで、低炭素化に貢献する。</li> </ul>			

## 5. サステナビリティ管理体制

共栄紙業では、本ファイナンスに取り組むにあたり、阪本社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、阪本社長を最高責任者、丸山総務担当が管理担当者となり関係各部と連携を取りながら、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を管理推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	阪本 聖健
(管理担当者)	総務担当	丸山 勝

## 6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、共栄紙業と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、共栄紙業と協議して再設定を検討する。

## 7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。共栄紙業は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 前田浩彦

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190